

放射線安全安心ネットワーク会則

制 定：平成 26 年 8 月 29 日
最終改正：平成 27 年 8 月 5 日

1. 目的

本ネットワークは、原子力および放射能・放射線に係る広域的な緊急事態に際し適切な対応と有効な対策を協力しながら進めることを目的とする。また、平常時においては、啓蒙活動、原子力と放射能・放射線の防災に係る技術知識の向上および構成員の意思疎通を図ることを目的とする。

2. 名称

本ネットワークは、放射線安全安心ネットワークと称する

3. 構成員の資格

本ネットワークの構成員は、九州大学等において原子力、放射能・放射線を専門とする研究者、地方自治体において原子力防災に係る業務に携わる人、民間企業等において放射能・放射線の分析および測定に携わる人とする。

4. 事務局の所在地

本ネットワークの事務局は九州大学アイソトープ統合安全管理センターに置く。

5. 活動

【緊急時】

原子力事故、越境放射能汚染、湧き出し線源発見等の緊急事態が発生した場合、

- (1) ネットワーク構成員間の緊密な情報伝達と情報共有
- (2) 地域住民への適切な情報発信
- (3) 環境モニタリングの評価とアドバイスに関すること
- (4) 必要な環境測定、環境試料分析への対応

【平常時】

- (1) 放射線安全安心情報の発信
- (2) 啓蒙活動
- (3) 原子力防災に係る技術知識向上のための研修会
- (4) 九州大学で開催するRI講習会等のネットワーク構成員への開放

6. 総会とメール会議

原則として年 1 回ネットワーク総会を開催する。

- (1) 総会では、ネットワークの活動に関する事及びネットワーク構成員からの提案等について審議する。
- (2) 緊急の提案等、ネットワーク構成員による話し合いが適当であると代表及び事務局が判断した場合は、事務局が主催するメール会議で審議する。

7. 役員及び任期

役員の数及び任期は次のとおりとする。

ネットワーク代表者 1人

副代表者 2人

事務局長 1名

任期は原則2年とし、再任は可とする。

ただし、事務局長は九州大学の構成員から選出する。

付記

この会則は、平成 26 年 8 月 29 日から施行する。

この会則は、平成 27 年 8 月 5 日から施行する。